

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 休眠会社の整理の通知

**Q** : 先日、法務局から、「最後の登記後、5年を経過している株式会社は、まだ営業を廃止していないときは、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。この広告の日から2月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる」という通知が来ました。これはどういうものですか。もし、この届出を忘れてしまったら、会社は存続できないのですか。

**A** : 休眠状態にあって実体のない会社を整理するためのもので、期限内に届出をするか、何らかの登記をしないと、会社は解散したものとみなされます。ただし、その後3年以内ならば、株主総会の特別決議で会社を継続することができます。

### 【解説】

法務省では、おおむね5年ごとに休眠状態にある株式会社を整理したいとしており、今回は10月1日にその旨の公告と葉書による通知が出され、12月2日が届出の期限とされています。この通知の葉書の裏面が届出の用紙になっていますので、所定の事項を記入して、登記所に持参するか郵送してください。

なお、うっかり届出を忘れて解散したものとみなされてしまった場合でも、その後3年以内ならば、株主総会の特別決議（議決権の過半数を有する株主が出席し、その3分の2の賛成が必要）によって会社を継続することができますが、手間も登記費用も余計にかかることとなりますので気を付けてください。

